

令和7年度 公立幼稚園・保育園・こども園巡回用務・処理作業 仕様書

公立幼稚園・保育園・こども園巡回用務・処理作業は、この仕様書に基づき実施するものとする

1 目的

本委託業務は、公立幼稚園・保育園・こども園の巡回用務作業、処理作業を実施することで、園児が快適に過ごせる環境を保ち、園の運営を円滑にすることを目的として実施する

1 委託場所

No.	実施場所	住 所
1	磐田北幼稚園	磐田市見付 2353-1
2	磐田南幼稚園	磐田市千手堂 1075
3	向笠幼稚園	磐田市向笠竹之内 397-13
4	長野幼稚園	磐田市小島 362-2
5	田原幼稚園	磐田市三ヶ野 936-1
6	竜洋幼稚園	磐田市豊岡 6605-60
7	豊田北部幼稚園	磐田市加茂 1027-2
8	豊田東幼稚園	磐田市高見丘 65
9	豊岡南幼稚園	磐田市上神増 1410
10	大藤こども園	磐田市大久保 640-5
11	磐田なかよしこども園	磐田市中泉 2522-2
12	豊田南こども園	磐田市森下 280
13	青城こども園	磐田市中田 610
14	豊岡こども園	磐田市新開 541
15	磐田市北保育園	磐田市見付 2367-1
16	二之宮こども園	磐田市二之宮 962-1
17	豊田北保育園	磐田市加茂 930
18	豊田西保育園	磐田市池田 871
19	福田こども園	磐田市中島 55
20	竜洋東こども園	磐田市中平松 30-4
21	旧 竜洋北保育園	磐田市堀之内 46
22	旧 竜洋西保育園	磐田市川袋 1963-1
23	旧 福田保育園	磐田市福田 5489-30
24	旧 福田西南幼稚園跡地	磐田市福田中島 363-1

2 委託期間

- ・契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする

3 委託業務

- (1) No.1～20の20園は各年6回の計120回、No.21～24の4園は各年2回の計8回の作業とする
- (2) 業務時間は原則として9時00分から15時00分(休憩時間1時間含)の5時間とする
- (3) 必要配置人数は1回あたり2名とする
- (4) 契約締結日の翌日からおよそ1ヶ月以内にNo.1～20は各園へ、No.21～24は幼児教育保育課へ年間訪問予定月日を確認、決定し、速やかに園巡回用務日程表を課へ提出し、園へ日程を通知する
- (5) 受託者は作業日前日までにNo.1～20は訪問園へ、No.21～24は課へ連絡し、作業内容確認後、作業用具準備作業を行う
- (6) 作業日前に確認した内容を基に用務作業(作業内容は別表参照)を行う
- (7) 刈った草、剪定した枝葉等の運搬、処理を行う
- (8) 月毎に業務内容、用務員人件費、消耗品費、処分費等明細の記載がある報告書を課へ提出する

4 委託料

委託料は以下(1)から(4)まで含むものとする

- (1) 巡回用務員人件費
 - (2) 消耗品費(車両損料、ガソリン代、草刈機刃等)
 - (3) 処分費
- ※ 処分量は年間20,000kg以下
- (4) その他業務に必要な諸経費

5 委託料の支払

月払いとし、受託者の請求に基づき支払うこととする

6 その他

- (1) 作業場所が公共の施設であること並びに園児及び保護者が市民であることを鑑み、市民サービスの気持ちを持って業務に従事すること
- (2) 子どもたちの安全に十分留意すること
- (3) 幼稚園等の活動を優先し、支障のない日時に作業すること
- (4) 委託業務の履行に必要な用水や電力等の光熱水費は市が無償で供与する
- (5) 仕様書に定めのない事項であっても、委託業務に関連するものについては、課と協議して履行すること

作業内容一覧（別表）

	作業内容
1	除草
2	砂場の掘り起こし、築山整備等園庭整備
3	樹木剪定及び草刈り
4	害虫駆除
5	室内清掃(各室、廊下、壁面、天井、窓サッシ、網戸、ブラインド等)
6	屋外清掃(池、U字溝、排水溝等)
7	備品、建具等の簡単な修繕
8	蛍光灯の取替え
9	各種フックの取付け、取外し
10	運動会等イベントの準備手伝い
11	エアコンやストーブ等のフィルター清掃
12	カーテンの付替え、障子の張替え
13	季節物品の出し入れ、設置取付
14	刃物研ぎ
15	簡易プール設置
16	ホースや竹の棒等長物切断
17	階段、壁面等ペンキ塗り
18	書棚等棚の移動、設置
19	防草シート杭打ち
20	その他、課や園から依頼する諸業務